

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。「義務教育は、これを無償とする。」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされている。

当初は自己負担が求められていた教科書については、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが必要である。地域を理解することや地元食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で食は重要である。

学校給食は、「生きた教材・食の教科書」として、学校給食法でも教育活動の一環に位置づけられている。子どもたちが食べる喜びと生きる力を身につけ、健やかな発達を保障するためにも学校給食費の無償化が強く求められている。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまる。自治体の財政だけに頼れば、財政力による格差が生じる。現に、本市において小中学校給食の無償化を行った場合約6億円の一般財源負担となり、財政への影響が懸念される。

6月13日に公表された「子ども未来戦略方針(案)」においても、実施状況の調査と課題の整理にとどまっている。早急に無償化の判断をすべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、学校給食費無償化を推進するため、自治体への支援を行うよう、強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆議院・参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

令和5年6月30日
東村山市議会議長 小町 明夫